

愛媛県公共施設等総合管理計画
— 県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針 —

平成 29 年 3 月

(平成 30 年 10 月一部改正)

愛 媛 県

目次

はじめに	1
1 計画の目的等	
（1）計画の目的	2
（2）計画の位置づけ	2
（3）計画の対象	2
（4）計画の実施期間	2
2 県有施設等の現況及び見通し	
（1）県有施設等の保有量及び老朽化の状況	3
① 一般建築物	
② インフラ施設	
③ 公営企業施設	
（2）本県の将来人口の見通し	3
（3）本県の財政状況と見通し	4
3 県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
（1）全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	5
① 取組体制の構築	
② 情報管理・共有方策	
（2）現状や課題に関する基本認識	5
① 耐震化の推進	
② 老朽化の進行	
③ 厳しい財政状況	
④ 社会情勢の変化	
（3）県有施設等の管理に関する基本的な考え方	6
① 耐震化の実施方針	
② 長寿命化の実施方針	
③ 保有総量の適正化の実施方針	
④ 点検・診断等の実施方針	
⑤ 安全確保の実施方針	
⑥ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制	
（4）フォローアップの実施方針	7
4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
（1）一般建築物	8
・ 県庁舎	
・ 警察施設	
・ 学校施設	
・ 県営住宅	
・ 集客施設（利用者が年間10万人程度以上）	

(2) インフラ施設	9
① 公共土木施設	9
・道路施設	
・河川管理施設	
・砂防関係施設	
・港湾施設	
・海岸施設	
・都市公園	
・交通安全施設	
② 農林水産関係施設	11
【県が所有・管理する施設】	
・土地改良施設（農業用ダム）	
・農地海岸施設・漁港海岸施設（県管理分）	
・農地地すべり防止施設	
・治山関係施設	
・漁港施設	
【県以外の者が所有・管理する施設】	
・土地改良施設（県営造成の農業用排水路・排水機場・農道・ため池等）	
・集落排水施設（農業集落排水・漁業集落排水）	
・林道施設	
・漁港海岸施設（市町管理分）	
・土地改良施設（市町等造成分）	
(3) 公営企業施設	12
① 電気事業施設	
② 工業用水道事業施設	
③ 病院事業施設	

資料編

○一般建築物（保有量及び年次別建築数の状況）	13
○インフラ施設（保有量及び建設後50年以上を経過する施設の状況）	14
○公営企業施設（保有量及び建設後50年以上を経過する施設の状況）	15
○本県の将来人口の見通し	16
○愛媛県県有財産管理推進本部規程	17

はじめに

本県は、高度経済成長期以降、様々な行政需要に対応するため、県庁舎や警察庁舎、学校、県営住宅、病院などの建築物、道路やダムをはじめとするインフラ施設など、多くの公共施設（以下、県有施設等という。）を整備してきた。

今日では、これらの多くが老朽化し、近い将来、一斉更新や大規模改修の時期を迎えるとともに、大規模災害に備え、施設の耐震化など防災面での対策も急がれることから、厳しい財政状況の下、県有施設等の維持管理・更新等に係る多額の費用をいかに確保し、適正に実施していくかが喫緊の課題となっている。

国では、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国と地方公共団体が一丸となって戦略的に公共施設の維持管理・更新等を推進する姿勢を打ち出すとともに、平成 26 年 4 月、地方公共団体の厳しい財政状況と人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を背景に、各地方公共団体に対し、上記計画を踏まえた「公共施設等総合管理計画」の策定を要請したところである。

本県は、こうした国の動きと歩調を合わせ、平成 25 年 11 月に策定した「県有財産管理の基本方針」を継承・深化させるとともに、これまでの取組との整合性を図りながら、インフラ施設を含め、全ての県有施設等について、全庁的かつ経営的視点に立った取組を推進するための基本方針として、「愛媛県公共施設等総合管理計画」を策定する。

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な枠組みを定め、全庁的かつ経営的視点に立った取組を推進することを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、県有施設等の総合的かつ計画的な管理について、その考え方の方向性、取り組むべき内容、推進体制などに係る基本的な方針を定めるものであり、各施設の管理者は、本計画を指針とし、所管施設の特性等に応じ、具体的な取組について検討することとする。

なお、本計画は、公共施設等の長寿命化を図るための「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）」における「インフラ長寿命化計画（行動計画）」として位置付けるとともに、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号）」における「公共施設等総合管理計画」として位置付けるものである。

(3) 計画の対象

本計画は、次の県有施設等を対象とする。

- ① 一般建築物：県庁舎、警察施設、学校施設、県営住宅 等
- ② インフラ施設：公共土木施設、農林水産関係施設（※1）
- ③ 公営企業施設：電気事業施設、工業用水道事業施設、病院事業施設

※1 県以外の者が所有・管理しているが、維持管理・更新等のため県財政負担が必要となる農林水産関係施設（土地改良施設等）を含む。

(4) 計画の実施期間

本計画の実施期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とする。

2 県有施設等の現況及び見通し

(1) 県有施設等の保有量及び老朽化の状況

① 一般建築物（資料編 13 頁）

一般建築物（県庁舎、警察施設、学校施設、県営住宅 等）は、平成 27 年度末現在で、約 2,900 棟、延床面積は約 166 万㎡である。

このうち、昭和 45 年（1970 年）から平成 11 年（1999 年）までの 30 年間に整備された建物等が約 75%を占め、特に、昭和 55 年（1980 年）から昭和 59 年（1984 年）までの 1980 年代前半に建築された建物等が最も多くなっている。

また、一般的に大規模な改修が必要とされる建築後 30 年を経過した建物等の割合が約 60%に上るなど、老朽化が進行し、仮に現在の棟数を維持した場合、10 年後には約 80%、20 年後には約 95%が建築後 30 年を経過することになる。

② インフラ施設（資料編 14 頁）

インフラ施設（橋梁、トンネル等の道路施設、ダム、水門等の河川管理施設 等）の状況は、平成 27 年度末現在で、資料編 14 頁のとおりである。

昭和 30 年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備されたインフラ施設が多いため、20 年後には橋梁の約 65%が建設後 50 年を経過する等、今後、老朽化の目安となる建設後 50 年を経過する施設が急速に増加すると予測される。

③ 公営企業施設（資料編 15 頁）

公営企業施設（電気事業施設、工業用水道事業施設、病院事業施設）の状況は、平成 27 年度末現在で、資料編 15 頁のとおりである。

特に、工業用水道事業施設では、ダムや取水設備、浄水設備、導水管の主要施設が、20 年後には全て建設後 50 年を経過することとなる。

(2) 本県の将来人口の見通し（資料編 16 頁）

本県の総人口は、昭和 60（1985）年の約 153 万人を境に減少局面に入り、平成 29（2017）年 1 月 1 日現在、約 137.3 万人となっている。

「愛媛県人口ビジョン（H27.10）」では、現状のまま推移した場合の総人口は、平成 72（2060）年には約 81.4 万人にまで減少すると推計し、合計特殊出生率の段階的な上昇と人口の流出入の均衡化により、同推計値よりも最低 25%（20 万人）以上の上積みを目指すとした上、これが着実に進行した場合における将来人口の見通しとして、平成 37（2025）年は約 130.8 万人、平成 47（2035）年は約 122.2 万人、概ね 30 年後となる平成 57（2045）年は約 114.1 万人と推計している。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によれば、本県では、年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）がともに減少する中、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、老年人口の総人口に占める割合は平成 52（2040）年で 38.7%と推計され、平成 22（2010）

年の 26.5%と比べ大幅に増加するなど、今後、より深刻な少子高齢化に直面すると考えられる。

(3) 本県の財政状況と見通し

本県では、平成 23 年 11 月に策定した「財政健全化基本方針」により、三位一体改革以降、量的なスリム化を図る財政構造改革の取組を継続しつつ、本県と同程度の財政力を有する類似団体の平均を上回る財政の健全化を目標に掲げ、足腰の強い財政基盤づくりに努めてきた。

この結果、実質公債費比率や将来負担比率、財源対策用基金残高の指標は、これまで着実に改善してきたものの、本県財政の中期見通しについては、歳入面で地方交付税の抑制基調が続く中、歳出面で高齢化の進行による社会保障関係経費の大幅な増加や、臨時財政対策債の償還増加に伴う公債費の高止まりなどにより、今後も、毎年多額の財源不足が生じる見込みとなっている。

また、財源対策用基金水準や自主財源比率が低い本県は、国の財政運営や経済情勢の動向等によっては、更に厳しい財政状況に陥ることも懸念される。

このため、平成 27 年 8 月に策定した「財政健全化基本方針（第 2 ステージ）」の下、引き続き、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、知恵と工夫により、限りある財源の有効活用に努め、より足腰の強い財政基盤の構築に向けて取り組むこととしている。

3 県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討することとする。

(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

① 取組体制の構築（資料編 17 頁）

本計画を推進するための全庁的な体制として、「愛媛県県有財産管理推進本部（以下「推進本部」という。）」を活用する。

推進本部は、本計画に係る全庁的な調整や進行管理のほか、取組状況の評価等を踏まえた計画の見直しを行う。

② 情報管理・共有方策

一般建築物については推進本部、インフラ施設については各所管部局、公営企業施設については公営企業管理局が、各部局所管の県有施設等に係る情報を総括的に把握し、一元的に管理する。

また、各部局においては、推進本部と連携しながら、所管する県有施設等の維持管理等について必要な情報の収集・把握に努める。

(2) 現状や課題に関する基本認識

① 耐震化の推進

災害発生時の活動拠点となる県庁舎や警察署については、耐震化率がともに全国平均を下回り、これら防災拠点施設を中心とした耐震化の推進が課題となっている。

② 老朽化の進行

老朽化の進行に伴い、今後、多くの県有施設等において大規模改修等が必要となる時期を迎えるとともに、大規模災害に備えた防災面での対策も求められるなど、機能維持や安全性確保に向け、一層の効率的、効果的な維持管理が課題となってくる。

③ 厳しい財政状況

厳しい財政状況の下、県有施設等の維持管理に要する経費の捻出がますます困難となることが懸念され、既存施設の有効活用や適切な維持管理により、財政負担の軽減・平準化を図る必要がある。

④ 社会情勢の変化

人口減少と少子高齢化の進展、先行き不透明な経済状況、相次ぐ自然災害による

防災意識や環境意識の高まりなど、行政サービスを取り巻く環境は大きく変化している。

県有施設等についても、こうした利用需要の変化等に対応し、市町と連携しながら、集約化・複合化、遊休財産の処分等、各地域の特性に合わせた適切な在り方を検討する必要がある。

(3) 県有施設等の管理に関する基本的な考え方

(2) の基本認識を踏まえ、耐震化への対応を最優先とした上で、施設の長寿命化、保有総量の適正化を柱に、中長期的な視点で財政負担の軽減・平準化を図りながら、部局横断的な取組を推進する。

また、「愛媛県PPP/PFI手法導入に係る優先的検討規程（H29.3）」の対象となる施設については、民間の資本、経営能力及び技術力を活用したサービスの向上、経費の縮減等を図る取組について検討する。

① 耐震化の実施方針

県有施設等について、役割や保有の必要性等を検証した上で、災害発生時にその機能が十分に発揮され、地震・津波の被害から県民の生命を守るとともに、被害の拡大を最小限に抑え、救援活動・復旧活動等が円滑に行われるよう、「えひめ震災対策アクションプラン（H27.3）」に基づき、引き続き、計画的かつ着実な耐震化を推進する。

② 長寿命化の実施方針

多くの県有施設等で老朽化が進行する中、これらを適切に維持管理するためには、中長期的な視点での財政負担の軽減・平準化を視野に、計画的な実施を検討する必要がある。

ある民間企業の調査では、建物を100年間にわたって適切に維持管理した場合、一般的に建築物の寿命とされる30年ごとの更新を繰り返す場合と比べ、総額で、同等の建築物約2.6棟分の新築費用に相当する経費を節減できるとの試算もなされている（※2）。

また、施設の更新は、建物の取壊し時に産業廃棄物の発生を伴う場合があることから、環境負荷軽減の観点からも施設の長寿命化は有効と考えられる。

これらを踏まえ、県有施設等においては、原則、施設の更新を最少限とし、適切な点検・診断と計画的な維持管理により長寿命化（メンテナンスサイクルの構築）を推進するとともに、大規模改修時等にユニバーサルデザイン化の観点から施設品質の確保を図る。

※2 総解説ファシリティマネジメント・追補版（日本経済新聞出版社）

③ 保有総量の適正化の実施方針

県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃

合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は売却処分等を推進する。

また、新たな県有施設等の整備が必要となった場合は、まずは既存施設（国及び市町、民間が所有する施設等を含む。）の有効活用を検討する。

④ 点検・診断の実施方針

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に定める定期点検をはじめ、各施設の管理状況等を踏まえた計画的な点検により、安全性や耐久性に影響を与える劣化・損傷の程度や原因等の把握に努めるとともに、適切な評価（診断）を実施する。

また、点検・診断結果の情報を蓄積し、次回以降の点検・診断及び長寿命化対策に活用する。

⑤ 安全確保の実施方針

④に定める点検・診断により高い危険度が認められた県有施設等については、速やかに立入禁止や利用休止などの必要な安全措置を講じるとともに、必要な改修を実施する。

なお、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない県有施設等については、速やかに除却や売却等の検討を行い、可能なものからこれを実施する。

⑥ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制

本計画の円滑な推進のためには、担当職員が計画の趣旨を理解し、コスト意識を持って県有施設等の適正管理に取り組む必要があることから、担当職員を対象とした研修等を実施するなど、必要な取組を推進する。

また、施設の維持管理や改修・更新を取り巻く課題について、国や市町、民間事業者など多方面との連携を深めながら、必要な情報の把握や共有に努め、取組の実効性を高める。

（４）フォローアップの実施方針

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制の下で確認を行い、概ね 5 年を目途に実施方針等の取組状況について評価を実施する。

また、社会情勢の変化等を踏まえ、随時、PDCAサイクルにより検証を行うとともに、必要に応じ、本計画の見直しを実施する。

【PDCAサイクル】



4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

全ての県有施設等について、「3」に定める基本的な方針に基づき、全庁的な共通認識の下、管理に取り組む。

各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて「個別施設計画（長寿命化計画等）」を策定し、財政状況等を踏まえながら、適切に計画の見直しを行うものとする。

以下に、主な施設類型ごとの基本的な考え方を示す。

(1) 一般建築物

県庁舎、警察署については、防災拠点施設として、災害発生時に総合調整機能を発揮し、応急対策を実施する活動拠点となるため、耐震化を着実に推進する。

多くの県民が利用する学校施設（平成 29 年度末耐震化完了予定）や県営住宅、集客施設（利用者数が年間 10 万人程度以上）等については、耐震化完了後、適切な点検・診断と計画的な維持管理により長寿命化を推進する。

これら一般建築物の改修・更新の検討に当たっては、財政状況を踏まえ、施設重要度や施設性能、利用状況、管理効率等を総合的に勘案する。

【県庁舎（防災拠点施設）】

- 耐震化が完了していない施設について、着実に耐震化を推進する。
- 点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【警察施設（防災拠点施設）】

- 耐震化が完了していない施設について、着実に耐震化を推進する。
- 「警察庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【学校施設（県立学校）】

- 生徒たちが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たす施設であることから、施設の状況を把握し、安全確保に努める。
- 今後の児童生徒数の動向や地域における県立学校の役割を勘案しながら、施設の集約化・複合化についても検討を行う。
- 「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【県営住宅】

- 多くの県民が利用する住宅施設であることから、施設の状況を把握し、安全確保に努める。

- 「公営住宅等長寿命化計画策定指針（国土交通省）」に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【集客施設（利用者数が年間10万人程度以上）】

- 多くの県民が利用する施設であることから、施設の状態を把握し、安全確保に努める。
- 点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

（2）インフラ施設

① 公共土木施設

公共土木施設は、生活に密着するとともに、福祉の向上や地域経済の発展、さらには、大規模災害時の救命・救援活動や復旧・復興など、県民の暮らしの安全・安心、地域の活性化を支える重要な役割を担っており、その施設機能の維持が必要である。

このため、専門技術者による定期的な点検により状態を把握した上で、診断・劣化予測に基づき長寿命化・修繕計画を策定し、計画に基づく適切かつ必要な対策を実施するとともに、その履歴を保存し、次期点検に活用する（メンテナンスサイクルの構築）。

また、老朽化対策を進める上では、専門知識を有する技術者の確保・育成が必要であるため、最新の知見に基づく国や各種団体の研修会等に参加し、技術力向上を図る。

【道路施設】

- 橋梁、トンネル、大型の構造物については、法令に基づき、5年に1回の目視による定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。
- その他の施設については、各基準（※3）に基づき点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。
- 愛媛県道路メンテナンス会議（平成26年6月設置）や点検等に関する研修・講習を充実し、各道路管理者におけるメンテナンスサイクルの実施を持続する仕組みを構築する。

※3 各基準は次のとおり

愛媛県橋梁定期点検マニュアル

愛媛県トンネル定期点検マニュアル

愛媛県横断歩道橋定期点検マニュアル

愛媛県門型標識等定期点検マニュアル

愛媛県道路附属物定期点検マニュアル（案）

総点検実施要領（案）（国土交通省）

【河川管理施設】

- ダムについては、各基準（※4）に基づく点検や専門家等による定期検査（約3年に1回）、ダム総合点検（約30年に1回）などの点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。
- 堤防等については、法令に基づき点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

※4 各基準は次のとおり

- 愛媛県ダム簡易点検マニュアル（案）
- 愛媛県河川用機械設備点検マニュアル
- 愛媛県河川堤防等点検マニュアル

【砂防関係施設】

- 各基準（※5）に基づき、6年に1回の定期点検、その他点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

※5 各基準は次のとおり

- 愛媛県砂防設備点検マニュアル
- 愛媛県地すべり防止施設点検マニュアル
- 愛媛県急傾斜崩壊防止施設点検マニュアル

【港湾施設】

- 「点検診断ガイドライン（国土交通省）」に基づき、3年から5年に1回の一般定期点検、その他点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【海岸施設】

- 「海岸保全施設維持管理マニュアル（農林水産省・国土交通省）」に基づき、5年に1回の定期点検、その他点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【都市公園】

- 各基準（※6）に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

※6 各基準は次のとおり

- 愛媛県公園施設点検マニュアル（案）
- 都市公園における遊具の安全確保に関する要領（愛媛県）
- 愛媛県動物園施設（獣舎）定期点検マニュアル

【交通安全施設】

- 「信号柱点検ガイドライン（警察庁）」等に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

② 農林水産関係施設

農林水産関係施設は、農林水産業の持続的な発展の基礎をなす施設であるとともに、地下水のかん養や農村環境の保全等、森林や農地、農業用水路などが持つ多面的な機能の発揮のほか、高潮や地すべり、山地崩壊等の災害に対する防災・減災対策等を担うなど、地域振興・産業振興上、重要な施設であることから、市町と連携の上、その施設機能を適正に維持保全することが必要である。

また、インフラ機能を維持保全するためには、一定の技術を有する人材を確保し、施設の管理体制を構築する必要があることから、地域において協働で保全する活動を推進するとともに、技術講習会の実施や研修制度の充実を図る。

②-1 県が所有・管理する施設

【土地改良施設（農業用ダム）】

- ダムごとの水利使用規則に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【農地海岸施設・漁港海岸施設（県管理分）】

- 「海岸保全施設維持管理マニュアル（農林水産省・国土交通省）」に基づき、5年に1回の点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【農地地すべり防止施設】

- 「地すべり防止施設の機能保全の手引き（農林水産省）」に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【治山関係施設】

- 「治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」及び「治山施設個別施設計画策定マニュアル」（ともに林野庁）に基づき、5～10年に1回の定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【漁港施設】

- 「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン（水産庁）」に基づき、概ね5年から10年に1回の定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

②-2 県以外の者が所有・管理する施設

②-2-1 県において修繕、更新を行うことができる施設（所管施設）

【土地改良施設（県営造成の農業用排水路・排水機場・農道・ため池等）】

- 「インフラ長寿命化計画・行動計画（農林水産省）」に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

②-2-2 県において指導・助言等を行う施設

【集落排水施設（農業集落排水・漁業集落排水）】

【林道施設】

【漁港海岸施設（市町管理分）】

【土地改良施設（市町等造成分）】

- 県は、市町等が管理する施設の点検・診断による維持管理や改修・更新等について、指導・助言等を行う。

（3）公営企業施設

① 電気事業施設

- 電力の安定供給を図るため、「既設発電所改良・修繕計画」（毎年度更新）に基づき、適切な維持管理に努める。
- 「愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程」等に基づき、定期点検を実施し、予防保全的管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

② 工業用水道事業施設

- 県営工業用水道の安定供給と健全な経営を図るため、「工業用水道施設工事計画」（毎年度更新）に基づき、適切な維持管理に努める。
- 「愛媛県公営企業工業用水道維持管理基準」等に基づく定期点検を実施し、機能性や耐久性等について十分検討を行った上で、適切な維持管理に努める。
- 「工業用水道施設の耐震化基本計画」（平成22年策定）に基づき、耐震化や復旧用資材の備蓄を進める。

③ 病院事業施設

- 将来にわたり医療の拠点施設としての機能を確保するため、各病院ごとに定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

—資料編—

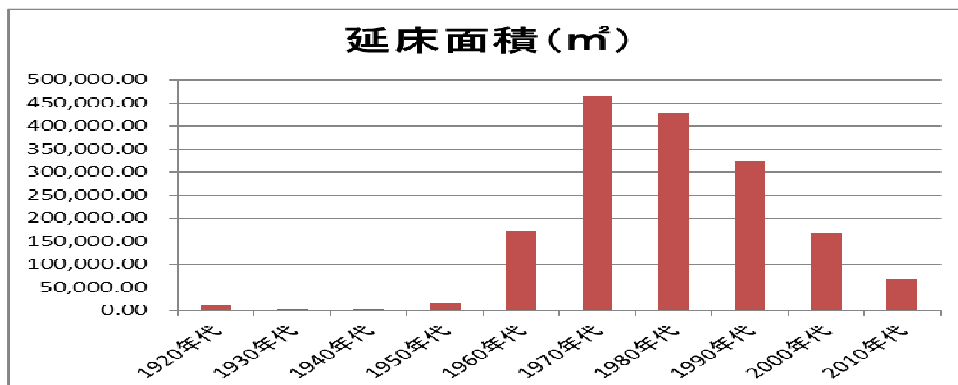
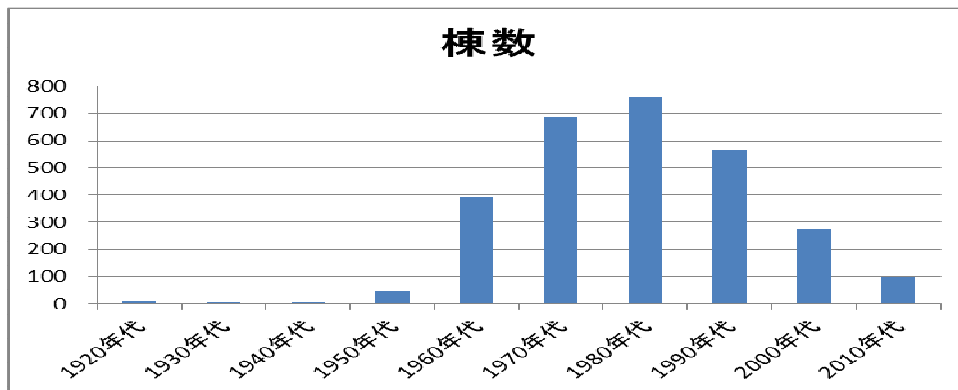
○一般建築物（保有量及び年次別建築数の状況）

類型	主な施設	棟数		延床面積(m ²)	
学校施設	各県立高校、各特別支援学校	1,139	40.0%	682,749.52	41.2%
県営住宅		323	11.3%	315,857.54	19.0%
産業施設	テクノプラザ愛媛、各研究所	362	12.7%	156,314.41	9.4%
県庁舎	本庁舎、各地方庁舎	51	1.8%	110,358.11	6.7%
警察施設	警察本部、各警察署	404	14.2%	102,476.83	6.2%
社会教育施設	生涯学習センター、歴史文化博物館	14	0.5%	96,124.07	5.8%
文化施設	ひめぎんホール、美術館	8	0.3%	66,748.74	4.0%
職員住宅		361	12.7%	64,485.01	3.9%
保健・福祉施設	えひめこどもの城、各児童相談所	66	2.3%	48,241.46	2.9%
公園(都市公園を除く)	えひめ森林公園	53	1.9%	2,134.29	0.1%
その他	県本町ビル、県研修所	66	2.3%	12,620.61	0.8%
計		2,847	100.0%	1,658,110.59	100.0%

※ 所有施設のみ。また、供用廃止済施設は除く。

30年以上経過する施設の割合

時期	棟数		延床面積(m ²)	
	現在	1,728	60.7%	980,187.39
10年後	2,303	80.9%	1,345,982.55	81.2%
20年後	2,708	95.1%	1,547,085.82	93.3%



○インフラ施設（保有量及び建設後50年以上を経過する施設の状況）

類型	種別	単位	保有量	建設後50年以上を経過する施設の割合		
			H28.3末	H28.3末	10年後	20年後
道路施設	橋梁	橋	2,659	28.2%	45.8%	65.0%
	トンネル	箇所	169	11.8%	24.3%	49.7%
	舗装、擁壁、法面施設、 道路付属施設等	km	3,493			
河川管理施設	ダム	ダム	6	16.7%	66.7%	83.3%
	水門・樋門等	箇所	683	3.4%	23.6%	41.4%
砂防関係施設	砂防堰堤(砂防堰堤、床固工)	基	1,946	25.9%	45.5%	63.5%
	地すべり防止施設	箇所	141	17.0%	27.0%	44.7%
	急傾斜地崩壊防止施設	箇所	905	0.0%	2.7%	26.7%
港湾施設	係留施設(岸壁等)	施設	118	9.3%	31.4%	67.8%
	外郭施設(防波堤等)	施設	101	13.9%	31.7%	54.5%
	旅客施設(可動橋)	施設	11	0.0%	27.3%	45.5%
	臨港交通施設(橋梁等)	施設	14	0.0%	21.4%	57.1%
海岸施設	水門・樋門等	基	780	14.4%	32.3%	54.6%
	堤防・護岸・胸壁	km	302	18.4%	40.8%	73.5%
都市公園	公園施設	施設	2,473	0.0%	0.0%	60.6%
交通安全施設	信号機	箇所	1,977			
土地改良施設	農道橋(橋長15m以上)	橋	24	0.0%	0.0%	8.3%
	農道トンネル	箇所	5	0.0%	20.0%	40.0%
	農業用ダム	ダム	5	0.0%	20.0%	100.0%
	揚排水機場・頭首工・樋門	箇所	61	13.1%	21.3%	41.0%
	用排水路	km	772	13.3%	26.3%	55.2%
	ため池	箇所	355	54.1%	56.1%	63.4%
農地海岸施設	護岸・堤防・胸壁	km	164	25.6%	48.8%	70.7%
	水門・樋門	基	12	0.0%	41.7%	41.7%
漁港海岸施設	護岸	km	1.8	1.6%	1.6%	46.3%
	堤防	km	0.33	21.7%	27.0%	92.1%
農地地すべり防止施設	地すべり防止施設	箇所	176	10.2%	43.8%	75.0%
治山関係施設	谷止工	箇所	5,558	1.1%	23.7%	52.1%
	地すべり防止施設	箇所	36	0.0%	5.6%	36.1%
漁港施設	漁港	漁港	2	8.0%	19.7%	33.3%

○公営企業施設（保有量及び建設後50年以上を経過する施設の状況）

類型	種別	単位	保有量	建設後50年以上を経過する施設の割合		
			H28.3末	H28.3末	10年後	20年後
電気事業施設	ダム(共同)一部管理	箇所	6	66.7%	83.3%	83.3%
	取水設備(共同)	箇所	6	66.7%	83.3%	83.3%
	水路(共同)	km	22,914	79.7%	95.4%	95.4%
	発電所	箇所	9	66.7%	77.8%	77.8%
工業用水道事業施設	ダム(共同)	箇所	3	33.3%	66.7%	100.0%
	取水設備(単・共(管理))	箇所	3	33.3%	66.7%	100.0%
	浄水場	箇所	3	33.3%	66.7%	100.0%
	導水管(単・共(管理))	km	8,098	2.8%	78.1%	100.0%
	配水管	km	63,752	23.9%	44.7%	64.6%
病院事業施設	県立病院	箇所	4	0.0%	25.0%	50.0%

○本県の将来人口の見通し

総人口

区分	2015年 (H27)	2025年 (H37)	2035年 (H47)	2045年 (H57)
県	138.9万人	130.8万人 (▲5.8%)	122.2万人 (▲12.0%)	114.1万人 (▲17.9%)
東予	48.2万人	45.1万人 (▲6.4%)	41.9万人 (▲13.0%)	38.8万人 (▲19.5%)
中予	64.6万人	62.3万人 (▲3.6%)	59.7万人 (▲7.6%)	56.7万人 (▲12.2%)
南予	26.1万人	23.3万人 (▲10.8%)	20.7万人 (▲20.7%)	18.5万人 (▲29.2%)

年齢別推移

区分	2015年 (H27)	2025年 (H37)	2035年 (H47)	2045年 (H57)	
老年人口	県	30.5%	33.5% (+2.9%)	34.1% (+3.5%)	35.0% (+4.5%)
	東予	31.6%	34.2% (+2.6%)	34.5% (+2.9%)	35.5% (+3.9%)
	中予	26.9%	30.2% (+3.3%)	31.7% (+4.8%)	33.7% (+6.7%)
	南予	37.5%	40.9% (+3.3%)	40.0% (+2.5%)	38.0% (+0.5%)
生産年齢人口	県	56.9%	54.0% (▲2.8%)	52.9% (▲3.9%)	50.3% (▲6.5%)
	東予	55.7%	53.3% (▲2.4%)	52.8% (▲2.8%)	50.0% (▲5.7%)
	中予	60.0%	56.7% (▲3.3%)	54.6% (▲5.4%)	51.4% (▲8.6%)
	南予	51.3%	48.1% (▲3.2%)	48.1% (▲3.2%)	47.6% (▲3.7%)
若年人口	県	12.6%	12.5% (▲0.1%)	13.0% (+0.4%)	14.7% (+2.1%)
	東予	12.8%	12.5% (▲0.2%)	12.6% (▲0.1%)	14.5% (+1.7%)
	中予	13.1%	13.0% (▲0.0%)	13.7% (+0.6%)	14.9% (+1.8%)
	南予	11.2%	11.0% (▲0.1%)	11.9% (+0.7%)	14.4% (+3.2%)

○愛媛県県有財産管理推進本部規程

平成24年11月6日訓令第16号
庁中一般
各地方機関

愛媛県県有財産管理推進本部規程を次のように定める。

愛媛県県有財産管理推進本部規程

(設置)

第1条 県有財産の適切な管理を推進するため、愛媛県県有財産管理推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 県有財産の取得、管理及び処分総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 県有財産の取得、管理及び処分に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) その他県有財産の取得、管理及び処分に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部総務管理局長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長と共に第2条各号に掲げる事項について審議する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、総務部総務管理局総務管理課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、総務部総務管理局総務管理課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 愛媛県県有財産管理班規程（平成21年愛媛県訓令第7号）は、廃止する。

附 則（平成25年4月1日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

1	総務部行財政改革局長
2	企画振興部政策企画局長
3	県民環境部県民生活局長
4	保健福祉部社会福祉医療局長
5	経済労働部産業雇用局長
6	農林水産部農政企画局長
7	土木部土木管理局長
8	教育委員会事務局管理部長
9	警察本部警務部長
10	公営企業管理局長

